

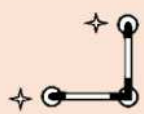



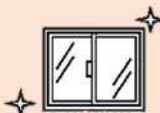



あなたの家のリフォーム

補助金

などの対象となる場合があります。



事業・制度名	対象となる工事など	申請できる人	助成・補助率 (上限額)	問い合わせ先
介護保険 住宅改修費の 支給 	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他、①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	要介護認定によって 要支援1・2 要介護1～5 と認定された方	介護保険法に基づく保険給付 利用者の負担割合により 9/10～7/10 (支給限度基準額 20万円)	保健福祉局 介護保険課 ☎086-803-1241 
すこやか住宅 リフォーム 助成事業 	浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所、外部進入路などの改造で、対象者の居住に適するように改造することにより、対象者の自立の助長、介護者の負担軽減が図られる工事で標準的仕様の工事に限る	日常生活を営むうえで介助を要する、下記のどちらかの要件に該当する方 ①要介護・要支援認定を受けている方 ②身体障害者手帳の交付を受けた方のうち障害の程度が2級以上の視覚又は肢体に障害のある方	介護保険負担割合に応じて 9/10～7/10 障害者手帳をお持ちの方 9/10 生活保護世帯 10/10 上限 70 万円 ※介護保険の住宅改修、または障害者の日常生活用具の住宅改修を利用できる場合は、上限 50 万円	保健福祉局 福祉援護課 ☎086-803-1216 
中古住宅購入 またはリフォーム サポート 	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅の購入 市内の施工業者による市内中古住宅の改修工事、附帯工事 	50歳未満で、以下のすべての要件を満たす者 ①移住の目的が転勤、進学、結婚ではない者 ②補助金の申請日または転入日のいずれか早い日の直前までに連続して1年以上岡山県外に住所があった者 ③転入から1年を経過していない者 ④実績報告日以後2年以上にわたって補助対象住宅に居住する意思を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 購入する場合 上限 20 万円 改修する場合 上限 20 万円 (併用不可)	市民協働局 市民協働企画総務課 (おかやまぐらし推進室) ☎086-803-1335 
住宅用スマート エネルギー導入 促進補助事業 (窓断熱) 	補助要件、補助額等詳細は5月以降にお示しします			環境局 ゼロカーボン推進課 ☎086-803-1282 

申請できる人は、上記のほかに市税の完納などの条件があるものもあります。

(うら面につづく)

事業・制度名	対象となる 工事など	申請できる人	助成・補助率 (上限額)	問い合わせ先
合併処理浄化槽 設置整備事業 	自宅に合併処理浄化槽を 設置する工事 【地域】 ・岡山市内で、公共下水道、農業集落排水施設等の計画のない地域 ・公共下水道等の計画があっても、当分の間整備が見込まれない地域	①申請者が住むための専用住宅である。 ②市税をすべて完納している。 ③既存の汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置である。 ④適切に施工されたことが工事写真等で確認できる。 ⑤申請した年度の3月15日までに設置工事を完了し実績報告書を提出できる。 ※詳細な要件についてはお問い合わせください。	人槽区分別の限度額 5人槽 33万2千円 7人槽 41万4千円 10人槽 54万8千円 ※くみ取便所または単独処理浄化槽からの設置替えは、次の補助あり ・配管工事費(上限33万円) ・便槽撤去工事費(上限12万円) ・単独処理浄化槽撤去工事費(上限15万円)	環境局 環境保全課 (浄化槽対策室) ☎086-803-1294 
水洗便所改造等 補助金制度 	・くみ取便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事 ・既設の浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する工事 【対象地域】 供用開始日から3年度を経過していない公共下水道処理区域又は処理予定区域	工事完工後、市の検査に合格した者(検査合格日が当該年度、又は前年度のものに限る。) ※ただし、以下は除く ①岡山市税、下水道事業負担金、下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水処理施設使用料の滞納がある者 ②国や地方公共団体 ③生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助の申請をしている者(当該補助事業を中止した者を除く。) ④暴力団員	・くみ取便所を改造して接続する場合 1槽当り5万円 ・浄化槽を廃止して接続する場合 1槽当り2万円 ※アパート等の特例有(上限20万円)	下水道河川局 下水道営業課 ☎086-803-1489 
木造住宅 耐震改修補助 	①昭和56年5月31日以前に着工されたもの ②岡山市内に存するもの ③一戸建ての住宅 ④地上階数が2階建て以下のもの ⑤構造が木造であるもの ※耐震診断・補強計画についても、別途補助制度あり	以下の要件を全て満たす者 ①当該住宅の所有者である。 ②市税をすべて完納している。 ③暴力団関係者でない。	耐震改修費用の4/5 ・全体改修(上限115万円) 耐震改修費用の1/2 ※高齢者等は4/5 ・部分改修(上限80万円) ・耐震シェルター(上限80万円) ・防災ベッド等(上限80万円)	都市整備局 建築指導課 ☎086-803-1445 
空家等適正 管理支援事業 (購入) (リフォーム) 	①市内にある中古住宅の購入 ②市内の施工業者による居住用部分の工事以下に掲げるもの ・一戸建て住宅で空き家の再生活用に必要なりフォーム工事で「耐震改修」「バリアフリー改修」「省エネルギー改修」のいずれかを含むこと。	以下の要件を全て満たす者 <購入> ①中古住宅の居住予定者(個人)。 <リフォーム> ①空き家の所有者(個人)または所有者の承諾を受けた借借人等(個人)。 <共通> ②市税をすべて完納している。 ③暴力団関係者でない。 ④子育て世帯の場合で補助の割増を受ける場合は10年以上継続して居住する意思があること。	(共通) 1/3 (上限60万円) ※10年以上居住する意思がある子育て世帯は上限70万円 (併用可)	都市整備局 建築指導課 (空家対策推進室) ☎086-803-1410 (購入) (リフォーム)  
空家等適正管理 支援事業 (除却) 	空家法の規定による特定空家等を市内の施工業者が解体する工事で以下に掲げるもの ①除却工事(建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事) ②除却工事及び附帯工事(敷地にある門扉、塀、立木等の撤去に係る工事) ③応急措置(地域の住民等に被害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置)	以下の要件を全て満たす者 ①空き家の所有者(個人)または所有者の承諾を受けた者(個人)。 ②市税をすべて完納している。 ③暴力団関係者でない。	1/3 ①除却工事(上限60万円) ②除却工事及び附帯工事(上限60万円) ③応急措置(上限10万円)	都市整備局 建築指導課 (空家対策推進室) ☎086-803-1410 

申請できる人は、上記のほかに市税の完納などの条件があるものもあります。